

平成21年4月以降の短期入所に係る報酬区分について(概要)

記号	サービス費名称	単位数	対象者	サービス形態	別に厚生労働大臣が定める施設基準
イ(1)	福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	490単位～890単位	障がい者	日中活動系サービスを併用しない場合(※1)	
イ(2)	福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	166単位～581単位	障がい者	日中活動系サービスを併用する場合	
イ(3)	福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	490単位～757単位	障がい児	日中活動系サービスを併用しない場合(※2)	
イ(4)	福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	166単位～509単位	障がい児	日中活動系サービスを併用する場合	
ロ(1)	医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,600単位	療養介護対象者又は重症心身障害児	日中活動系サービスとの併用不可	病院
ロ(2)	医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,400単位	療養介護対象者又は重症心身障害児	日中活動系サービスとの併用不可	病院若しくは診療所又は介護老人保健施設
ロ(3)	医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,400単位	遷延性意識障がい者又は筋萎縮性側索硬化症患者	日中活動系サービスとの併用不可	病院若しくは診療所又は介護老人保健施設
ハ(1)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,480単位	療養介護対象者又は重症心身障害児	日中のみの短期入所を行なった場合	病院
ハ(2)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,270単位	療養介護対象者又は重症心身障害児	日中のみの短期入所を行なった場合	病院若しくは診療所又は介護老人保健施設
ハ(3)	医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,300単位	遷延性意識障がい者又は筋萎縮性側索硬化症患者	日中のみの短期入所を行なった場合	病院若しくは診療所又は介護老人保健施設

※1 昼食の提供を行わない場合には、福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)を算定する。

※2 昼食の提供を行わない場合には、福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)を算定する。